

参議院地方行政委員会會議録第六十三号

(一〇九七)

昭和二十七年七月十七日(木曜日)午前
十一時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 中田 吉雄君
委員 岩澤 忠恭君
石村 幸作君
高橋進太郎君
宮田 重文君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝藏君
原 虎一君
吉川末次郎君
岩男 仁藏君
川本 末治君

衆議院議員

政府委員

国家消防庁長官 新井 茂司君
国家消防庁
管理局長 龍野 好晴君
地方自治政務次官 藤野 繁雄君
法務府法制局
見第二局長 林 修三君

事務局側

常任委員会専門員 福永興一郎君
常任委員会専門員 武井 群嗣君
衆議院法制局側
第一課長 藤野 重信君

本日の会議に付した事件

○消防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○消防組織法の一部を改正する法律案

第三部

地方行政委員会會議録第六十三号 昭和二十七年七月十七日【参議院】

(内閣提出、衆議院送付)
○本委員会の運営に関する件

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。本日は予定表のごとく、最初に消防法の一部改正案につきまして衆議院の川本末治君の説明を求め、次に消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、政府並びに修正案につきまして川本衆議院議員より説明を聞きたいと存じます。

消防法の一部を改正する法律案につきまして、最初に川本君より御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(川本末治君) 消防法の一部を改正する法律案の提案理由の概要を御説明申し上げます。

先ず改正案の概要を申し上げます。これは消防法第二十五條第二項、第二十九條第五項、第三十六條に關係を持つものであります。消防法の規定の上から義務づけられているところの一般民間人が、所定の事由により死亡したり、負傷したり、疾病にかかったり、或いは廃疾となつた場合を顧慮し、これらの者のために対処しようとするものであります。即ち火災その他の災害が発生した場合、当該消防等の対象物の関係者、その他命令で定めである者は、消防隊が災害現場に到着するまで、消火、延焼防止、人命救助を行うべき義務を負わされておられ、そこにかような場合には、災害の現場附近にある者も同様に、消火、延焼防止、人命救助に協力すべき義務を負わされ

ているのであります。これによる災厄に対して現行法上は補償の規定がないのであります。このままでは消防法の運用上支障を来す虞れもあり、又被災者に対して誠に気の毒であることも考えられますので、その人たちが消防その他消防作業等に従事したために死亡したり、負傷したり、疾病にかかったり、或いは廃疾となつた場合には、市町村はその條例の定めるところによつて、療養その他の給付を行うものとするを規定しようとするものであります。

なお消防吏員又は消防団員は、緊急の必要あるときは、災害現場附近にある者を消火その他の消防作業に従事させることができることになつてゐるのであります。当該災害現場附近にある者がその消防作業に従事したために死亡したり、負傷したり、疾病にかかったり、或いは廃疾となりました場合にはも右と同様に処遇されることになり、以上本改正案の提案の経過、理由並びにその概要でございます。

何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(西郷吉之助君) 次に消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、政府側の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(新井茂司君) 内閣より提出いたしました消防組織法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今次の行政機構改革の一環といたしまして、国家消防庁については、その名称を変更すると共に、内部組織を簡素化する等の必要から、国家消防庁の設置法である消防組織法の一部を改正する必要がある、政府といたしまして検討の結果、成案を得ましたので、ここに提案いたしました次第であります。

改正の主な点を申述べますと次の三點に要約いたします。第一に、国家消防庁は、總理府の外局であります。国家公安委員会の下に置かれるものであります。国家行政組織法上の外局ではあります。従ひまして「庁」という名称を用いることは適當でありませんので、これを「國家消防本部」に改め、その長である「長官」を「本部長」に改めようとするものであります。

第二に、内部組織を簡素化するため、管理局を廃止いたしますと共に、消防研究所を國家消防本部に附置することといたします。

第三に、以上の改正に伴つて關係法律中の字句の整備を図ることといたします。

なお、この法律が成立しました場合、國家消防庁の職員である者は、別に辭令を發せられませんが、同一の勤務條件を以て國家消防本部の職員といたすこととしております。

以上が本改正案の主要な内容であります。行政機構改革の趣旨を諒とせられまして格別御審議を賜えられ、速かに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(西郷吉之助君) 次に消防組織法の一部を改正する法律案につきまして修正の部分につき御説明を求めます。

○衆議院議員(川本末治君) 簡単に衆議院におきます修正の要点について御説明を申し上げますが、第一點は國家消防本部の所掌事務の整備を図つたこととあります。國家消防本部の所掌事務は、元來、消防組織法に列記してありますもののほかに、消防關係法令に根據を有するものも多量にあり、消防に關する市町村の指導面における單なる事實事務として行なつていたものでありますので、これらを整備して明確にするために、第四條及び第二十條を修正しようとするものであります。

第二點は、市制施行地には財政その他の事情の許す限り消防本部、消防署を設置することとしたのであります。市制施行地におきましては、原則として消防本部、消防署を設置するといふ第九條に但書を設け、消防力の平均的向上を期する次第であります。もとよりこれによつて市における消防団の存在を否定するものではありませんが、署と団と向々相待つて消防の使命達成を狙つてゐるのであります。

第三點は、消防に關する都道府県の所掌事務を明確化すると共に、市町村消防の育成のために都道府県知事が積極的に指導をなされる途を開いたこととあります。都道府県の消防關係所掌事務につきましては現行消防組織法中殆んど何も規定がありませんので、都

道府県は国と市町村との中間的の行政機関としての性格上、事実事務として消防事務を取扱つて来たことが多く、かりでなく、市町村消防に対しては勧告、指導及び助言を與へることの必要も認められますので、第十八條の二、第二十條の二を新設いたしました。市町村消防の育成のため道府県所の事務を法文化した次第であります。

第四点は、地震、颶風、水災等の非常事態の場合において、道府県知事が災害防禦のために必要な指示をなし得る途を開いたこととあります。地震、颶風、水災等の規模が大となつて、被害が増加し、一市町村の消防力による措置ではどうしても完備が期せられないと認められるような非常事態に当りましては、道府県知事が、国家消防本部の勧告、指導、助言の趣旨に反しない限りにおいて、市町村長、市町村の消防長及び水防管理者に対して、災害防禦の措置に關し、必要な指示を與へることは妥當と認められますので、第二十四條の二を新設した次第であります。

第五点は、道府県設置の訓練機関に關する義務制の問題であります。道府県消防職員及び消防団員の訓練機関については現在任意設置制となつておるのでありますが、教養訓練の重要なことは申すまでもないこととありますので、道府県単位又は数府県共同での義務設置制に改めることとあります。

以上簡單でございしますが、修正の趣旨説明を申し上げた次第であります。何とぞ御了承の上よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(西郷吉之助君) それでは消防法の一部を改正する法律案につきまして御質疑をお願いしたいと思います。

○高橋進太郎君 只今御説明を承つたのですが、この修正案その他から見ますと、相当、府県における消防或いは町村における消防の組織なり、事務なり、或いは訓練なりを強化しようとなさるようですが、この財政的裏付けのほうはどういうふうな措置をせられたのか。その辺の關係を一つ承つておきたい。

○衆議院議員(川本末治君) お答えいたしますが、今の消防の補償の問題に關しましては、従来も消防団員の場合には、これは特別平衡交付金を以て昨年の鹿児島県の災害の場合などは出してもらつております。今までの例から行きまして大した額には上つていないように考えられますので、市町村の財政が許されれば、独自のものでもありますから市町村でお支拂を願うことになりませんが、できない場合には政府のほうでもよくその点は了解を衆議院のほうでは得ておりますが、特別平衡交付金を以てこれに充てるといふことで大體措置はできるのじやないか、かように考えておる次第であります。

○高橋進太郎君 その特別平衡交付金という点、何かいわれる特別な場合のあれなんです、これはいわれる全般的な一般的平衡交付金の算定の中ではどういふような財政措置をとつてはどうか、その点を一つ……。

○衆議院議員(川本末治君) 御質問の趣旨はちよつと私……特別平衡交付金はどういうものに充てはめることができるかという御質問でございします。

○高橋進太郎君 いや、私は今度新たにこの法律によつて、例えば消防の訓練とかそういうようなものが、例えば府県によつては義務づけられるわけですね。従つてそういう義務づけられるようなものはこれは特別平衡交付金でみるというのはいかがでしょうか。

○委員(西郷吉之助君) 高橋さん、便宜上最初は消防法の質疑を……。

○高橋進太郎君 ああそうですか。

○委員(西郷吉之助君) 組織法はその次にしたいと思います。

○岡本愛祐君 これは川本さんでお願いします。これは川本さんでお願いします。これは川本さんでお願いします。

するに消防組織法をお作りになつてそういう修正をなさるときに、その点について大蔵当局と何かいわれるこの分については、将来平衡交付金の、例えば来年度な来年度、或いは補正予算があるなら補正予算において十分増額を考慮するといふ、こういうような話合ひはなかつたのですか。その辺はどうですか。

○委員(西郷吉之助君) 高橋さん、便宜上最初は消防法の質疑を……。

○高橋進太郎君 ああそうですか。

○委員(西郷吉之助君) 組織法はその次にしたいと思います。

○岡本愛祐君 これは川本さんでお願いします。これは川本さんでお願いします。これは川本さんでお願いします。

に一名死亡したという事例があるのであります。遺憾ながら現在このところ全般的な統計ができておらず、

○岡本愛祐君 これはやはり国家消防庁の職責として消防統計に關する事項というのがあるものでありますから、こういうものはやはり整理しておいてもらいたいと思つております。一般人が消防に協力して死亡したり、負傷したり、廃疾になつたりというようなことは消防統計の重要な事項ではないかと思つております。

それから川本さんにお尋ねするのですが、まあ條外で市町村が定めて給付を行うようにしようと、こういうわけですが、この標準というふうなものは、どこでどういふことになるか。どういふふうにお考えになつておりますか。

○衆議院議員(川本末治君) この給付の標準に關しましては、別に御當院のほうへ、警察に協力しました人の一般の災害補償の法律案をお願い申し上げておるのであります。それなどを大體中心に參照いたしまして、今までの従来の労働基準法などを參照して、そして市町村できめてもらうようにしたいと、こういう考えでおりますので、

○岡本愛祐君 それでは大體條例の定めるところによつてやらせるのだから、その市町村の状況によつてまあ差異ができて仕方がない、別に標準なんかこういふものだから定められない

と、こういったことだと思ふのです
が、その御意思でありましようか。

○衆議院議員(川本末治君) 大体御質問のようには思ふのでありますが、これらの点につきましても、従来も消防団員などの場合にもありますけれども、そう大きな差異は町村によつて付けれないだらうと思ひますので、一般の市町村のものは基礎を国家消防防庁のほうから何してもえれば、それで市町村はそこまでやかましく言わなくてもやつて行けるのではないかと、そのほうとしては考へておる次第でございます。

○岡本愛祐君 御承知の通り消防組織法の第十五條の四に、これは消防団員で非常勤のものが公務によつて死亡し、負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは廢疾になつた場合の損害補償の規定が過般の改正によつて設けられておるのであります。それはその市町村は消防団員の、つまり非常勤でない消防団員のほうの例に準じてやれということで大體標準がこれできまつて行く、消防団員を置かない市町村にあつては、財政その他の事情の類似する他の市町村の消防団員に準ずる等々丁寧に着いてあるわけでありまして、今度のような立法であれば、そういうことは一切書いてないのではありませんから、今、私が言いましたように、この市町村の財政上のいい悪いによつて適当にというふうにとりかへても可い。これについてまあ国家消防防庁のほうで標準を定めるというわけにもこれはできないだらうと思ふのですが、なぜそういう消防団員の例に準じとか何とかいうことをお入れにならなかつたのか。そ

の点を伺つておきたいのです。

○衆議院法制局参事(藤野重信君) 今の御質問の点につきましては立案の担当者といひまして一言御説明申上げます。明日多分御審議頂く予定になつております警察に協力援助した者の災害給付の場合におきましては、先ず国家警察関係については政令で定めるところで政令に譲つておる。それから地方の關係におきましては條例で定めるのでありますが、その政令の規定を參照して定めるところの規定がございます。ところで、ここでその參照も落してあるというのはいさういふわけか

○岡本愛祐君 御承知の通り消防組織法の第十五條の四に、これは消防団員で非常勤のものが公務によつて死亡し、負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは廢疾になつた場合の損害補償の規定が過般の改正によつて設けられておるのであります。それはその市町村は消防団員の、つまり非常勤でない消防団員のほうの例に準じてやれということで大體標準がこれできまつて行く、消防団員を置かない市町村にあつては、財政その他の事情の類似する他の市町村の消防団員に準ずる等々丁寧に着いてあるわけでありまして、今度のような立法であれば、そういうことは一切書いてないのではありませんから、今、私が言いましたように、この市町村の財政上のいい悪いによつて適当にというふうにとりかへても可い。これについてまあ国家消防防庁のほうで標準を定めるというわけにもこれはできないだらうと思ふのですが、なぜそういう消防団員の例に準じとか何とかいうことをお入れにならなかつたのか。そ

るのであります。それが、それによりますると、討論の場合においてはこれに對する反対意見の内容は書いてありませんが、どこの政令は反対したとか或いは賛成したとかいふようなことが書かれておるわけでありまして、大體參照になるものであります。只今質問中の消防法の一部を改正する法律案については反対論等が討論採決の場合にありましたがどうか。若しあつたとすれば反対者の論旨はどういうところにあつたかといふことを、一つどちらか、川本さんからお聞きするのはいかがか、或いは消防防庁のほうからお聞きするの

○衆議院議員(川本末治君) 今の御質問に對してはたしか反對論の御意見見としては共產黨だけでありまして、討論はなかつたように記憶いたしております。

○吉川末次郎君 共産黨だけですか。○衆議院議員(川本末治君) そうで○岡本愛祐君 もう一つお尋ねしておきたいのですが、これは文句の末でどうでもいいようなことですが、この「條例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする」とあるのです。その前に「そのため死亡し」ということが出てくるのですが、死亡に對しては療養でないのだから、字句の問題とすれば、何といひますか。一、療養その他の給付を行うものとす

ですが、なぜそうならなかつたのか。それを伺つておきたい。

○衆議院法制局参事(藤野重信君) お答え申上げます。只今の御質問に對する答へは、この政令は反対したとか或いは賛成したとかいふようなことが書かれておるわけでありまして、大體參照になるものであります。只今質問中の消防法の一部を改正する法律案については反対論等が討論採決の場合にありましたがどうか。若しあつたとすれば反対者の論旨はどういうところにあつたかといふことを、一つどちらか、川本さんからお聞きするのはいかがか、或いは消防防庁のほうからお聞きするの

○岡本愛祐君 まあ言葉の末だからどうでもいいのですが、法律案の体裁としては、死亡が最初に出てくるのだから「一、療養、療養その他の給付を行うものとする」とするのが、當然ですね。そうでなければ、わざと「療養を避けた」ように規定上は見えて、まずいと思ふのですがね。

○高橋進太郎君 この中に消防団員と、それからこういう場合に「療養」ということになつてゐるのですが、一般の人が消防団員と協力してこういうような災害を受けた場合にはどうなるのですか。その点についての關係はどういうふうになりますか。

○衆議院議員(川本末治君) これは一般のものを規定した法案でございまして、すでに議員その他のものは消防法に規定されております。それで一方におきましては消防に協力しなればならないことを法律で義務づけておいて、何らのそれに補償がござい

○政府委員(新井茂司君) これらの給付は市町村が條例によつて給付をいたしますので、その予算は市町村の予算に相成りまして、而もこれは市町村によりましては、これらの事例といふものが年間非常に僅かなものでございまして、毎年一市町村当りの程度のものでございまして、これは全く予測できない事情にございまして、従いまして一時に或る市町村にかかる事故が起りまして、そうして莫大なる給付をしなければならぬといふことに相成りますと、市町村財政に相当な負担を及ぼします。一方におきましては、あらかじめ予算することができませんので、これらの経費は特別平衡交付金を以て裏付けするといふふうにしたといふことを考へておるのであります。

か。そういうお考えだけであつて、その点はお考えだけなんであるか。その点をはつきり願いたい。

○政府委員(新井茂司君) この点は地方財政当局のほうとも折衝をいたしておきまして、異論がないようでございます。

○原虎一君 これは特別平衡交付金で結構だと思ひますが、実際は保険制度が理想的じゃないのですが、保険制度にするというところは考えられないのですか。僅かの数だから特別平衡交付金でやつたいというお考えなんですか。保険制度の問題については全然お考えになつたことはないのですか。その点お伺ひしたい。

○政府委員(新井茂司君) これと非常に似通つております消防団員の給付に關しましては、保険制度の趣旨を汲みまして、只今府県毎に消防団員の公務災害援護会というふうな組織を作ることにいたしまして、市町村が互いに救済し合う制度を創設しておるのであります。が、一般の協力の場合の給付につきましては、事例が消防団員の場合に比較いたしまして極めて少いこととあります。又どの程度の給付をしなければならぬかというはつきりとした見通しも只今つきかねますので、只今はそういう保険制度のものを以てそれを救済するということは考えておりません。併しながら将来の問題といたしましては、相当の経験を積んで、そして運営上の自信がつけましたときに、やはり保険制度というものは十分考慮しなければならぬ問題だと考えております。

○原虎一君 療養その他の給付を行うという、條例に対する基本的な政令を

作る御意思はあるのかないのか。町村に委ねますと自由ですね。或る県は非常に療養費の金額、財政上全額持てる、半額しか持てないという、まあまあのものができるといふことは、折角こういう法律を作つても無駄だと思ひますね。特別平衡交付金でやる場合には基準を設けなければいけない。それ以上のもとか、基準は療養費の半額を基準として特別平衡交付金を支出するとか、この点は、やはり一つの法を作る以上は政令によつて條例の基準を作らなければいかんと思ひますので、その点の用意はどういうふうになつておりますか。

○衆議院議員(川本末治君) 今の点でございますが、これは先刻どなかの御質問にお答え申し上げておきましたように、労働基準法又は明日あたり御審議頂きます警察官に一般人が協力いたしました場合の災害の給付等のものを基準として参酌いたしまして、そうしてこれらを標準にして準則を定めて、そして市町村のほうに国家消防本部から示してもらふようにするよりほかに、御承知のように消防は市町村のものであるから、そうしてそれによつて條例を拵えてもらいたいということにいたしたい、かように考えておる次第であります。

○委員(長(西郷吉之助君) 消防法の一部改正につきまして御質疑がなければ、この法案の質疑はこの程度にいたしまして、消防組織法の質疑に入りたと思ひます。

○原虎一君 療養その他の給付を行うという、條例に対する基本的な政令を

消防組織法の一部改正案につきまして御質疑をお願いいたします。

○館三君 組織法の一部改正ですが、私は消防組織法ができたときには参画しておらないのでありますが、大體自治体消防という行き方で、日本の消防に關して官儀的な中央からの統制を外して、画期的な行き方をしたといふことになつてゐるようであります。各地方における消防関係の者も、その意気込みで自治消防の特色を發揮しようといふのでやつてゐる。そういう際でありまして、自分の町村を自分の手で守るのだという氣持を伸ばして行かなければならぬと思ふのであります。が、今度のこの改正をなされます際には、そのお氣持は十分考慮の上であると思ふのですが、その点は如何でございますか。

○衆議院議員(川本末治君) 御趣旨の通りに我々は考えて改正案を提案した次第であります。

○館三君 法全体から見まして、私もちよつと受ける印象は、中央の統制と言いますか、又中央から府県を通じての各自自治体に対する消防の統制が少し強くなり過ぎてゐるのではないかと、かような感じを受けるのですが、如何ですか。

○衆議院議員(川本末治君) 見方によりましては衆議院におきましてもそういう御議論を拜聴いたしましたのであります。が、私も似たしましては決してそういう考えを全然抱いておりませんし、なおこれはすでに御承知のように従来も国家消防防のほうで殆んどいたしておりました問題は、ただ規則の上にはつきりされていなかったため

にいけなかつた点と、それから府県關係の問題であります。各府県に消防課を設けておつて相当指導をいたしておきまするが、これ又現状は御承知のように町村単位のものでありまして、消防団に對しましては見方によりますと非常に封建的な思想を持つておる諸君もないとは言へません。そこになかなか革新的な氣持のかたもおありになるのですが、そこでどちらかと云いますと、今のままでおきますると個々ばら／＼のものになりまして、一たび災害などの大きな問題が起きるときに必要じやないかといふ意味から、改正全體を、御質疑のようによつと見た感じは、何だか府県が権限を多く持つてみたり、国家消防本部のほうで非常な指令を出すようなことが、勧告助言などがあつて、如何にも干渉することが多いようになつて受取られますけれども、十分御検討頂きますと、現状の消防団を御研究頂きますと、私どもはこの程度の指導助言は與えてやらなければ眞に育成し得ないのじやないかといふような氣持から、かような改正を試みようとした次第であります。

○館三君 まあ今のお話がありました。が、現在の各町村の消防団が或いは封建的な空氣が残つておるかのやうなお話があつたのですが、私どもの關係しておる地方の消防団の様子から見ますと、今日は非常な民主的な行き方をしておきまして、その意味の心配といふものはないやうな氣がするのであります。非常な自分の自治消防として行きたいといふ熱意に燃えてお

る際であります。ですから、それに余り冷や水をかけるやうな行き方をしようといふことはどうかと思ひます。今お話がありましたように非常災害などの場合に各連絡をし、協調を保つて行く、一致協力して行くといふことの必要であることは尤もだと思ふのであります。その意味におきまして、今度の改正の中に都道府県知事の幾らかの勸告なり、或る場合における指導といふことは、私は非常に賛成なのであります。が、ただその行き方につきましては、先ほど申し上げましたやうな空氣が漂つてゐるのじやないかといふやうな氣がするものですから、その点について御意見を、御修正になりましたお氣持を拜聴しようと思つたのであります。

○衆議院議員(川本末治君) この点につきましては只今申し上げましたやうに、どの点がどうであるかといふ御質疑にお答えを申し上げて行かないと、私どもの考えは毛頭さういふ考えは持つておりませんので、只今館委員の御質疑のお言葉の中におきまして、現在の地方の消防団の中には相當民主的な新しい空氣があるものあれば、又一面、消防団員は如何なる法律の下にいて如何なるものが行われておるといふことを知らぬやうな消防団の幹部も必ずしもないとは言へません。私は消防に關しましては極めて日は浅いのでございまして、而して當選以來衆議院におきましては消防小委員長をいたしておきまして、全国あらゆる会合や講習などにもお邪魔して見まして、いさ／＼消防団員の諸君には指導を十分にしてあげなければいけな

る際であります。ですから、それに余り冷や水をかけるやうな行き方をしようといふことはどうかと思ひます。今お話がありましたように非常災害などの場合に各連絡をし、協調を保つて行く、一致協力して行くといふことの必要であることは尤もだと思ふのであります。その意味におきまして、今度の改正の中に都道府県知事の幾らかの勸告なり、或る場合における指導といふことは、私は非常に賛成なのであります。が、ただその行き方につきましては、先ほど申し上げましたやうな空氣が漂つてゐるのじやないかといふやうな氣がするものですから、その点について御意見を、御修正になりましたお氣持を拜聴しようと思つたのであります。

いじやないかというようなことは
常々考へるのであります。これは、は
つきりした事例を申し上げるとお差障り
があるかも知れませんが、岐阜
県などへ参りますと、今でも警察の
中に消防が同居しておるといふよう
なことが一つ不思議でなく行われて
おるといふような事例などを考へて見
ましても、又この府県知事の会合で白
壁公然と消防は警察の下に置くべきで
はないかというような知事があるとい
うようなことを、而も知事会議の席で
そういうことが言われるというような
現状にありましては、折角消防と警察
というものが同じ資格を以て発足し
、警察は今日のとき極めて微力な
現状であります、過去三年におき
ます消防の育成されて来た現状を見
ますと誠に微々たるものであります
ので、私もといたしましては、これ
を一層過ちなからしめるようにこの際
親心を以てよく指導してあげような
何か廻りどころを考へてあげないとい
けないのじやないかという気持ちから、
いろ／＼各條條に手を入れて見た次
第でございますので、飽くまで中
央にその力を持つて来させるといふよ
うな考へはございません。ただ府県知
事が指導助言などの勧告をいたします
る場合に、これを国家消防本部長の指
導勧告の線に反するものじやないけな
いという言葉をいれましてことなどが、
或いは何だか中央からの線に紐をつけ
たのではないかというようなお気持ち
もありになるかと思ひますが、それ
はただ府県ま／＼の、ばら／＼にな
りますこと自体を憂へての今日の政
正でございますので、穩健な中央か
らの指導の面などに余りに突飛な方向

にならないようにすることがいいのじ
やないかと思ひますことは、極端な
これは事例でございしますけれども、
公選の知事であります以上、これら
の諸君が選挙などに際しまして必ずし
も消防団員を雇用しないとはこれは保
証できません。過去におきましてもそ
うした事例は、悪い例は二、三ござい
ますので、私もそういう意味合いか
ら、中央から紐のついたような感じの
ようになる点も考へていたしましたよ
うな次第でございます。
○館野二君 今川本議員からのお話
で、私は今度の改正案が根本的に悪い
という意味には申し上げないつもりで
あります。現在お話のように消防団員が
もつと啓発して行かなければならん、
従つて各地方における消防の訓練機
関、救護機関を充実して行かなければ
ならんというような問題は非常に必要
だと思ふのであります。それと共に今
までお話があつた或る知事の、どこか
の会合でありますか、警察の下に入れ
なければならんというような話が我々
の地方にも伝わつて、非常などうも
ショックを起したというような問題も
あることを承知しておるのでありま
す。只今お話申上げましたように、全
体として折角啓達して非常な意気込み
に燃えているのに、折角いい改正がで
きながら、それに水をかけるような形
になつて、消火が少し過ぎるというよ
うなことになつてもどうかと思ふので
あります。その意味で一つこれから
お聞きしたいと思つておるのでありま
す。
○吉川末次郎君 今ちよつと衆議院の
これについての議事録を調べて見ます
と、政府から出した消防組織法の

一部を改正する法律案は、ただ單なる
行政機構の改革に伴うところの名称の
変更だけの問題であつて、大した内容
を含んでおるほどのものではない。と
ころが衆議院に於けるところの修正案
は極めて重要な内容を含んでおるも
のであつて、衆議院の修正案がむしろ
重点を置くべきところのものになつ
ておるといふことを言つておる人があ
るのであります。全くそれは私その
通りだと思はれるのであります。それ
で衆議院の政府原案に対するところの
修正案について、国家消防庁の諸君は
どのようにお考へになつておるかとい
う点の一つ御意見を漏らしを願ひた
い。
それから、もとより衆議院の委員会
における討論採決における反対者、社
会党及び共産党等の諸君の言つてお
ることも、私が見ましたところ相當に
論議があると思ふのです。これは傾
聴すべきものがその中に含まれてい
ると思はれます。例えば統計の下に情報
というようなものを持つて来てやると
ころの必要はないのじやないかとい
うに、社会党左派の八百板君が言つ
ておられます。それから共産党の諸君
はこういふいろ／＼な消防の指導に關
する重要な多くの規定を設けたのは、
これは消防の器具屋との利権あさ
りの結託が基礎になつておる。要する
にポンプ屋なんかとの結託からこうい
う案を出して来ているんだというこ
と、まあ共産党一派の暴露的なことを
立花君などが言つておられますが、これ
は私は賛成とも反対とも、今ここに、
にわかに申しませんが、併し必ずしも
全面的に否定し去り一蹴し去る無価値
な私は推測であるとも考へていないの

であり、ます。長官はもとより終始衆議
院のこの修正案を、衆議院のほうで出
された政府案の修正案には大した問題
はありません。衆議院の川本さん等が
中心になつてお出しになつたところの
修正案は、今申ししますように極めて
重要な事項を含んでおると思はれる
のであります。終始御出席になつてそ
うした質問、討論等は長官は十分よく
お聞きになつておると思ひますので、
それを中心としての国家消防庁側の衆
議院修正案に対する御見解、又問題に
なりました反対者が申述べましたよう
なこと、その一例は只今私申ししまし
たが、そのそれ／＼について政府側とし
てはどういうようはお考へになつてい
るかというこの御所見を一つ披露願
ひたい。
○政府委員(新井茂司君) 私の意見と
いうことでございしますので、忌憚の
ないところを申述べさせていただきます
と思ひます。全般的に申しまして、
我々といしましては、衆議院において
修正されましたものには異議はござ
いません。特にこのたびの修正されま
した重点となりましたものにつきまして
は、我々として希望しておつた点と合
致いたすのであります。このたびの修
正案の第一の重点であります消防に
都道府県並びに都道府県知事が參與
するというところであります。これは
従来消防が市町村自治に相成りまし
て、而も都道府県並びに知事がそれに
關與する方法が極めて薄かつたとい
ふことにつきましては、いろ／＼の弊害
があるように思ふのであります。大難
把に申しまして、國といしまして従
来国家消防庁というような機関を置き
まして、市町村の消防を常時管掌せし

めておきましたゆえんのもの、恐ら
く消防の責務というものは市町村の負
うべきものであるといはしてしまつても、
やはりその善意、良否というものは國
家に至大なる關係があるので、特にこ
の機關を設けてやらせることだと我々
は考へておるのであります。が、そう
いうことから申しますと、都道府
県、或いは知事というものは國家以上
にこの市町村に近い關係があるのであ
りまして、管内の市町村の消防の良否
というものは、都道府県或いは知事に
至大なる關係があるわけでありまし
て、國においてもかような処置を講
ずるといふことは、やはりそれ以上
の意味におきまして、やはり都道府
県、或いは知事というものは管内の消
防の發展向上というものに關與する途
を開くのが適當ではないかというふう
に考へておるのであります。なお、さ
うな意味におきまして、このたびの
修正案におきまして、都道府県並びに
知事が消防のことについていろ／＼と
關係を持ち、指導に當るといふよう
なことは結構だと思ふのであります。そ
れから、このたびの修正案の中で、都
道府県知事が火災或いは地震台風の
いふような非常事態の起つた場合にお
きまして、緊急の必要があるときは、消
防機關に對しまして災害防禦の措置に
關して必要な指示をするといふことが
できるといふ強い権限を認められるこ
とと相成りました。これも実は従来の
経験から照らしまして、相当大規模の災
害に相成りますと、一市町村のみの
力ではおきましては処置できない場合が多
いのであります。又あらかじめ協
定を作つておくといふことにいたしま
しても、なか／＼十分に行われ難いと

いうような事情もありまして、かような強い指示が行い得ることとなりまして、災害防衛の力を集結できるようにいたしましたことは、誠に我々といひましたも、希望いたすところであるのであります。

それから、それに次いで重要な事柄は、市に原則として常設の消防機関を設けるということであるのであります。が、現在の消防上最も憂慮すべき状況にありましますのは、言うまでもなく都市であります。特に中小の都市の状況であります。大火はいずれもこれらの中小の都市に起つていゝるのであります。その原因を検討して見ますと、消防力が非常に微弱である。都市を守るための消防としては力が足りない過ぎるというようなことが見出されまします。特に消防団のみを以てこの防備に当るといふことは、消防団の性格からいひましたも、消防団のみの責任にするといふことは無理な点が生じて参るのであります。消防団の上に大きくプラスする力を加えるといふことをいたしませんと、都市の消防というものは十分な責任を果し得る状況になり難いというふうに思ふのであります。従ひまして、特にこの都市の消防で最も必要であります時間を迅速にして災害を局地にとどめるといふことのために、常設の消防といふものを原則として置くことといたしますならば、消防団の力と協力をいたしまして、災害の防禦に非常な貢献をするこゝとができると思ふ次第であります。さうな重要な事柄につきましては、我々国家消防庁といたしましては深く念願するものでございまして、なお一般的に申上げますれば異議のないところ

ろでございまして。

○吉川末次郎君　なお私がお尋ねしたことに對する御答弁がないのですが、ちよつとこの速記録を讀みますと、こゝういふことが言われておるわけでありま。先にお伺ひしたい点だけを抜いて、余り長くなるようですから……

讀み上げて見ますが一總選挙の迫るに従ひまして、この法案はやはり選挙に利用しようとする意図は明白だと思ひます。従来の選挙におきましても、地方の消防団が興党の機に沿つて動いたことは明白なんです。而も選挙法によりましても、地方公務員の選挙運動は全面的に禁止したさうといひしてあります。消防団員に對しては何ら制限がありま。全國的な消防団の組織を作り上げてまして、それに公然と選挙運動をやらせてまして、今度の総選挙に臨もう、こゝういふ意図は明白だと思ひます。このように、この法案は警察を一体化しまして、政府が人民を彈圧する、これはまあ私は賛成でありま。せんから省略しておきます。併し以上述べました選挙運動との関係があり、地方公務員は選挙運動は中止されいゝので、これに使わさうといふことについて御答弁を第一に伺ひたい。

それから、この次にこゝういふことが書いてありますが一選挙対策であることは明白なんです。一部少数議員が、それにからみまして、一部少数議員が、自己の、全く利己的な立場から、或る消防器具の製造業者と結託いたしまして、全國的な消防器具の販売網を作り上げようといひてゐることは、全くこれは腐敗、墮落の極みだと私は言へると思ひます。これもさつき申しましたよ

うに消防に對するいろいろな定期刊行物等を見ますと、大体においてその発行の財源はポンプ屋さんのようでありま。で、ポンプ屋さんの何らかの危険性があはしないかどうかといふことを露骨に言つておるのですが、私はこゝんなに露骨に断定的なことは言ひませぬが、併し世人が或いはさういふ疑いの眼を以て見ておる人も実はないではないと思ひます。そのことにつきましての自信ある一つ御答弁を願ひたいと思ひます。まあ、ほかのこともありま。すが、その二つだけ一つ御答弁願ひたい。両方からお聞きいたします。川本さんと国家消防庁の長官からも承わります。

○衆議院議員(川本末治君)　最初にそれでは私からお答申上げます。第一点の、消防団員は一般の地方公務員と區別しておるのどういふわけかといふように承わりました。これはもうすでに吉川さんがよく御承知のように消防団員を一般の公務員と同一に過去に對して取扱つて來ておつたことが非常におかしい。消防法であるといふ意味から、先般消防法の改正のときに、特に公職選挙法の面では、これはその枠を外して貰ひたことは、その当時の委員の皆さんがたはよく御承知のこととございまして、決して御承知のこととございまして、決して地方公務員の選挙権に對して云々と言つておる矢先に消防団員に對してのみ新しく選挙権を附與しておるわけでも何でもないわけでありま。従来消防団員は公職選挙法によりましては立候補することが自由にできま。する。何ら今回の改正において、これに特別の方法を講じたことではございませぬ。それから第二の、これは、はつ

きり申上げますと、共産党の、衆議院におきま。する立花委員が言つた言葉であると信じますが、これは大變立花君はどこかで考え方を違えて來て、誰かの授書によつてその話を、ああいう演説をしたといふので、私はこの委員会で演説したことを後で立花君、君の話は少しおかしいやないかと、さういふ事実は、どこで君は何の根據で言つたかと言つと、実は授書をした人間があつたんで、それで多分そんなことがあるんじやないかと思つて僕はやつたんだ。それは君一流の話を以てさういふ事実は何びともしない、なお特に衆議院の地方行政関係の、特にこの消防などに關係をしておられた人たちに對しましては、何びとも、消防関係者、又はポンプ業者などといふ／＼な因果關係のある人はただの一人もございませぬ。この点につきましては、私、衆議院の地方行政委員の、私の關係をいたしておる消防防關係の諸君を代表いたしまして、はつきりと、衆議院の地方行政委員の名譽のために申上げる。責任を以てこれは御答弁申上げておるが、共産党の立花君の言動のごときは、全く自分が一授書によつてせられたことでありまして、我々衆議院の委員におきましても、一名もさういふことに關係をしてゐる者もなければ、又国家消防庁のいゝんな役人などに、さういふ因縁を持つてゐる者もないことを重ねて御答弁を申上げておきます。

○政府委員(新井茂司君)　今度の衆議院の修正法案が選挙に關連して行われるのではないかといふお話でございませぬが、我々はさうな感じを受けておらないのであります。消防団員が個人

いたしまして政治活動、特に選挙運動等をするこゝとは、これは勿論、前の国会の法律改正によりまして自由に相成つたところでありま。するが、一面我々の指導をいたしましては、これは我々から始まつたことではなく、従来の消防に關係のある先輩の方々の指導から引續いてさうであつたのであります。が、消防団の中に政治を入れたら、又選挙に係わるといふやうなことは極力排撃をいたしてゐるのであります。個人としてやるのはこれは勿論當然でありま。するし、結構でありますけれども、消防団が政治団体化する、或いは政治色を帯びて参るといふやうなことは望ま。しいものではないのであります。これは排撃をいたしてゐるのであります。従ひましてさういふ線

である／＼な指導をやつてゐるのであります。が、消防団の優劣をきめる基準の中にも、そのことを特に重要視いたしまして、消防団が政治的であるといふことはマイナスである。さういふものは消防団としての資格がないといふのであります。指導をいたしてゐるのではありませんが、さうな考えを我々は持つてゐるのであります。けれども、このたびの修正案を拜見をいたしまして、選挙或いは政治といふものにさうな事柄は何ら受けておりませぬので、これはその心配がないのではなからうかと信ずるのであります。なお消防の用に供する設備、器械、器具等の性能試験を都道府県でやるように、修正案で相成つておりますが、これも市町村といたしましては、やはり他のものと設備の整つたものを持つてゐるところに性能試験をや

きり申上げますと、共産党の、衆議院におきま。する立花委員が言つた言葉であると信じますが、これは大變立花君はどこかで考え方を違えて來て、誰かの授書によつてその話を、ああいう演説をしたといふので、私はこの委員会で演説したことを後で立花君、君の話は少しおかしいやないかと、さういふ事実は、どこで君は何の根據で言つたかと言つと、実は授書をした人間があつたんで、それで多分そんなことがあるんじやないかと思つて僕はやつたんだ。それは君一流の話を以てさういふ事実は何びともしない、なお特に衆議院の地方行政関係の、特にこの消防などに關係をしておられた人たちに對しましては、何びとも、消防関係者、又はポンプ業者などといふ／＼な因果關係のある人はただの一人もございませぬ。この点につきましては、私、衆議院の地方行政委員の、私の關係をいたしておる消防防關係の諸君を代表いたしまして、はつきりと、衆議院の地方行政委員の名譽のために申上げる。責任を以てこれは御答弁申上げておるが、共産党の立花君の言動のごときは、全く自分が一授書によつてせられたことでありまして、我々衆議院の委員におきましても、一名もさういふことに關係をしてゐる者もなければ、又国家消防庁のいゝんな役人などに、さういふ因縁を持つてゐる者もないことを重ねて御答弁を申上げておきます。

○政府委員(新井茂司君)　今度の衆議院の修正法案が選挙に關連して行われるのではないかといふお話でございませぬが、我々はさうな感じを受けておらないのであります。消防団員が個人

つてもらつて、そうして安心をして使いたいという希望が多いわけであり、又ものによつては国家消防庁の試験に持つて来るというの具合が悪いという事情もあるものごさいますので、都道府県にこのことをやらせるというよりは、やはり便利である、且つ有益であると考える次第であります。

○吉川末次郎君 第一の消防団員の政治運動のことにつきまして、川本さん及び消防長官から御説明がありました、川本さんの御答弁では、本来消防団員というものは政治運動ができることになつておつたというふうなお話でありましたが、これは長官の御答弁にありましたように、最初には要するにできなかった。国家公務員としての制約を受けておつたのでありますが、のちほど改正されてできるようになつたので、これは長官が言われた通りであります。もとより川本さんよく御承知のことだと思ひますが、ちよつと聞いておりますと、そうでないようなお話し方でありましたから、その点をほつきりいたしておきたいと思ひます。お二人とも消防団員が政治運動ができること、国家公務員の制約から外れて、できるといふこと、この政党的選挙運動との実質上の関連性が全然ないというふうな御答弁でありましたが、そういう御答弁ももとよりお座敷答弁としてはできると思ひますが、これは私の見るところお座敷答弁でありまして、政治運動や選挙運動の裏の裏まで知つておられますからいたしましうと、必ずしも現実に即応したところのものではないと考へております。明らかに消防団というものは各選

挙区におきまして、それゝゝ有力な、特に意識水準のどちらかと言へば低い政治運動の有力なる地盤であり、又選挙運動の前衛的な活動を有力に展開いたしておりますことは事実でありますから、そういうことから無関係であるといふことは、私はそのようには考へておらぬ者であります。併しそれは認識の相違でありまして、これ以上は御答弁を得たいと思ひません。

それから府県が新たに消防器具の検定に關するところの権限を持つ規定に、衆議院では政府案から全く離れた大修正、或いは新法案を御提出になりまして、そういう要綱を列挙的にお掲げになりました中へ入れていらつしやうのでありますが、これは共産党の立花君にも言うてゐることであります。私はもとより共産主義には反対の者であります、併し先ほど申しましたように、立花君が言つておられますことは、これは全面的には否定する自信は持ちません。ありやうなことだといふ気もいたします。又世間の人もありやうなことだと思つてゐる人は私以外に相当あると思ひます。明らかに消防に關するところのいろいろな運動には、財源として経済的にポンプ屋さんが応援いたしておりますことは事実であるといふことは、大体世間の見てゐるところではないかと思ひます。これにつきましても座敷答弁以上の御答弁を得ることはむづかしいことだと思ひます。又立花君が言つておられますように、誰かが臭い關係があるといふやうなことは、私は衆議院の諸君はいずれも紳士でいらつしやるといふことは信じておられますから、そんなことは考へませぬし、そんな大膽なことは立花

君のように申してありません。併しそれ以上の御答弁を得たくありません。要求はいたしません。併し長官にこの際もう一つお尋ねいたしたいと思ひますことは、消防組織法は警察法と同じやうに、やはり自治体警察、市町村の消防といふものが本位になつておるやうな法律になつておると思ひますが、先ほどの御答弁にもありましたやうに、都道府県が余り深く介入しておらなかつたことは、政府としては遺憾と思つておられます。ところが衆議院の修正案ではありません、これは有力なところの修正案であります。想卒の間に突如としてこういふやうな修正案、新法案を出したになつたのだらうと思ひますが、この新法案では、都道府県が非常に有力なる権限を持つて、自治体本位に運営されておつたところの消防組織の指導権を持つようになつたといふことには、賛成であるといふ政府の御答弁でありましたが、これは大きな問題であると思ひます。いいか悪いかは、これは突然こういふ修正案の討論の間際に出して来て、そしてイエスノーかの決定を早急の間にするの、余ほど私は考究を要する問題であると思ひます。これは現在の消防に關するところの法律、消防法及び消防組織法の基本的なあり方に触れて行くところのものであると思ひます。

基本的なシステムをこれは變えて行かうといふところの、極めて重大なる、改正案ではあります、衆議院の特別にお出しになつたこれは新法案であります。我々は十分これは検討しなければならぬと考へておられます。併し今私は、私の論断をここに申上げることとは避けまされども、お尋ねいたした

いことは、警察法を改正して、自治体の警察本位の警察行政のシステムから、国家地方警察の権限を強化して行くといふやうなことにつきましても、いろいろの異論はありますけれども、ただ併し警察行政の対象になつておるやうなところのものが、市町村という極めて狭い限定されたところの地域の出来事ばかりではありませんから、そのほかにはむしろ広地域に、例えば府県地域に、或いは国家本位に犯人の捜査その他のようなことを考へるというやうなことに對しての合理性は、十分に一面において考へて行かなければならぬと思ひますから、長官の先ほど來のお話にもありましたやうに、消防行政の対象になりまゝするところの火災といふことは、これは警察行政の対象でありまゝするところのものに比べますといふと、地域的には極めて狭いものである、市町村単位で、市町村中心で考へて行つて私は十分なものであると考へるのであります。そういう観点からいたしまするといふと、この衆議院の修正案にあらずるところの、現在の消防に關する法令の原体系を基本的に破壊しようといふところのこの新法案は、極めて重大な意味を持つておるものであると思ひます。これについての政府の御意見、及び要望は、飽くまでもやはり市町村単位で考へて行くのがいいのじやないか、そんな広範圍の府県というやうなところに中心を置いて、そこに強い権限を持たすといふやうなことはよくないのじやないかと、私の意見として今申上げるわけじやありませんが、そういう意見が十分成り立ち得ると思ひますが、それについて多少

先ほどお述べになりましたけれども、

もう一度はつきり一つ詳細にあなた、政府の意見を述べて頂きたい。吉田内閣の意見を述べて頂きたい。

○政府委員(新井茂司君) 只今の御意見を拜聴しております、私の先ほど申し上げたことが、言葉が足りなかつたために、結局私は全く同じ氣持でおるのじやないかといふやうな氣持さえ持つのであります。併しもう一度はつきりと申上げますので、繰返すやうになります、申上げたと思ひます。消防制度が改善をされまして、従来の警察機構の中にあつた、而もその警察機構の、いわば一種の国家警察機構であつた中から分離いたしまして、完全なる市町村の自治の仕事として発足をいたしたわけでありまゝ。この消防を市町村の自治の仕事として今後やつて行かなければならぬといふことは、現在においても少しも變つておりません。消防を真に今後充実にめようと思ひますならば、やはり消防の対象とする火災、この火災の防圧組織という点に重点を置きまして、市町村に基礎を置かなければならぬ。市町村に基礎を置かざる氣持といふものが續つて消防の充実となつて参るのでありまして、この市町村の自治の根本に立たなければ、消防は今後發達充実に參ることはできないと信ずるのであります。ただこの修正案に關連して申上げたのは、かようにこの消防といふものは、將來におきましても市町村を基礎として、その自治の仕事として發展向上を期さなければならぬのでありますけれども、市町村自治といふことから陥りがちな欠点といふものは、やはり是正する必要があるのではないかと、その陥りがちな欠点と申

に、庁という名前が付けられないとすれば、何という名前を付けるか、これは本部があれば支部分があるべきじやないかというお話をございまして、これは誠に御説がございまして、これは従来いろいろの官庁の名前の経緯を見ますと、例えば新給與実施本部というものが一時ございました。これも必ずしも実は支部分を持つておらなかつたわけでもございまして、各省からいろいろ人を集めて、そこに本部を作つて新給與実施をやする機関を置いておる。あの経済安定本部というものは、これもまあ多少総合調整というやうな意味で、本部という意味を、実は名前を付けておりました。まあ皇宮警察本部というものは、皇宮警察のあれではございすけれども、それに対照すべき支部分をもつておるわけではございません。このわけでもございまして、本部という名前が適當かどうかということでありまして、これは問題があるかと思ひます。必らずしも支部分があれば本部という名前を付けてはならないというほどのこともないのじやなからうか、一種の官庁の名称としては従来使われてゐる例もあるのではなからうかと、かように考へております。

は地方出先機関は何もない。そこで本部という名前があることによつて、何かこの地方に出先機関を持つておるやうな気持ち、つまり今吉川さんが言われた地方の府県の消防課というものが出先なんだというやうな気持ちや困るのですが、その点はどうか。

○政府委員(林修三君) 今の皇宮警察本部の場合、或いはその経済安定本部の場合でも、必らずしもその本部に対する地方機関というほどのものではないのじやなからうか。例えばそのやうに存じます。経済安定本部の場合でも、地方経済局、或いは管区経済局は、やはり中央経済安定本部の中の機関でございまして、その中でいゝゆる本省と又地方に分れております。経済安定本部という名称は、いゝゆる本省機関だけを指しておるわけではございまして、全体を包含した名称になつております。いゝゆる省と同じやうな意味の名称になつております。これは官庁の名前の付け方でもございまして、一種のやういふ……、多少総合調整的な仕事をやる役所では、本部という名前をつけることは、今までも例のあることでもございまして、この国家消防本部は勿論地方に自分の出先機関を持つておるわけじやございせんけれども、やはり国家的見地でも多少いゝゆるの指導等をするものになつております。このやうな意味においては本部という名前も必らずしも不當ではなからう。まあいゝゆると名前の付け方はあると思ひますが、かように考へております。

○岡本愛祐君 もう一つお尋ねしておきますが、警察関係の国家地方警察本部につきましては、その長を本部長官と、こゝう言ひますか。

○政府委員(林修三君) そうです。

○岡本愛祐君 これは警察の任命権を……、第十二條に「国家地方警察本部に、長官を置く。」で、今度のこの政府提出の改正案、法律案では、この長、国家消防庁長官を国家消防本部長に改める、こゝういふやうに言われるのです。片一方は、警察のほうは長官、消防のほうは長、同じ本部でもさういふやうに區別をしてあるのですが、これはどういふ理由ですか。

○政府委員(林修三君) これは別に突は法律的な問題ではないのでございまして、むしろ或いは行政官のほうからお答えすべきかと思ひます。わけでもございまして、結局この警察法、国家公安委員会……、その下にございます。国家地方警察本部及び国家消防本部の事務の内容、或いは仕事の分置、大さきといつたやうなものから考えられたものじやなからうか。行政官のほうにおいて、或いは野田大臣の下において、さういふお考えの下にこゝういふ名称にされたやうにされたのじやなからうか。こゝういふやうに考へております。

○岡本愛祐君 そうしますと、本部長官というやうな、殊に国家行政組織法上の中にあるのと、本部長というやうになつておるのと、そこには軽重の差がある。片一方は規模が大きく、重く、片一方は規模が小さくなる。従つて低いから、この職階制なんか随分違ひが出て来ますか。

○政府委員(林修三君) これは職階制は必らずしもその名前でも付くものではございせん、仕事の内容から参るわけでもございまして、職階制上この長官と長で違ふかどうかという問題は又別問題であらうと存じます。国家行政組織法の上では長官というものは外局のものだけに認めております。その意味におきましては、この警察法のほうの国家警察本部長官も必らずしも行政組織法上の名称ではございせん。警察法で特に與えた名称でございまして、それで、その仕事の内容によりまして軽重が出ておるのじやなからうか、かように考へまして、必らずしも名前だけで、名前は多少さういふことを現わす意味も多いのでございまして、名前のみを以て職階制の格付けがきまるものではこれはなからうかと思つております。

○岡本愛祐君 そゝういたしますと、他の国家行政組織におきまして、この本部長というものは皇宮警察本部長というのがあります、そのほかにありますか。

○政府委員(林修三君) 只今のところは、ほかにないかと存じております。ちよつとはつきり記憶していませんが、大体考へましたところ、本部長というやうな名前の職はなかつたかと思ひます。

○委員(西郷吉之助君) それでは午前中はこの程度にいたしまして、午後一時四十分より再開いたします。これにて休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後二時三十分開会

○委員(西郷吉之助君) それでは委員会を再開いたします。国家消防組織法の一部改正案につきまして質疑を続行いたします、後ほど消防法の採決をいたしたいと思います。

なお消防団からの要望事項がございすから、専門員から御紹介申上げます。

○専門員(福永興一君) 北海道消防協会長であり、岩見沢市消防団長であります岩見沢市消防団長、宮城、栃木、神奈川、千葉、その他の各県の消防協会、及び消防団の代表者から、消防組織法一部改正法案に対して修正を要望する陳情書が出ておりますから、その要旨を只今御報告申し上げます。

「今回衆議院を通過した消防組織法の一部改正法案は、自治体消防を本旨とする法の精神に反し、徒らに国家消防本部の権限の強化擴大が見受けられ、自治体消防の官制統制に陥る危険が大であるのみならず、ややもすれば都市消防を偏重して、消防団を輕視し、消防署を優先して、義勇消防団を従とする傾向を助長せられるのは甚だ遺憾である。かくては消防組織法制定以來、折角成長しつつある自治消防の基礎を根底より破壊するの素因ともなる虞れがあり、我々消防団員が等しく納得し難いところである。我々はここに全国二百萬消防団員を代表して、これが修正方を強く要望する。どうぞ貴院、つまり参議院におかれましてはこの事情を御察察の上、万全の御措置をお願いいたします。」かやうな題目で、改正案の中で第四條の第九号の「幹旋」を削除すること、第四條第十三号の「消防功勞者の表彰に関する事項」を削除すること、第九條但書を削除すること、第十八條の二、第六号の「消防功勞者の表彰に関する事項」を削除すること、それから第十九條を「市町村の消防は国家消防本部及び都道府県知事の運営管理又は行政官に服する

ことではない」というふうに修正すること、第二十條及び第二十條の二の国家消防本部長及び都道府県知事が行う指導助言は現行の通り、要求があつた場合に限定すること、もう一つ最後に第二十四條の二の都道府県知事の指示権は、法第二十四條第二項により、関係者が協定する範圍において行うことに限定すること、以上の諸点につきまして、始めに申上げましたように修正方を御配慮願ひたいという趣旨のものでございます。

○館長二君 今読み上げられましたその消防団のほうからの陳情の趣旨が全く私どもの考へている方向なんでありまして、今度のこの衆議院においては修正案の全体の骨子については、私はこれは疑念は実はないのでございまして、それで先ほどからちよつと御質問申上げましたように、この自治消防といふものの本来の性質が何か中央なり、何なりで統制をされ過ぎるという、自治消防の本来のあり方が傷つけられるという心配があるのであります。その意味においてまあ御質問を申上げてみたいと思つてあります。最初第四條のこの九号「及び幹旋」という文句が入つて来ておるのであります。これはまあ非常に資材がない時期などにおきましては、これは幹旋といふことはあり得たと思つてあります。すが、今日になりましたら、特に中央の官庁である国家消防本部側がその権限として幹旋といふことまで書き上げる必要がないのではないかと。却つて幹旋などと書きおくといふことが、午前中に吉川委員から御質問があつたやうな誤解を起すやうなことになるのです。又現在の規定でも「幹旋」とい

ことが多分二十條かどこかにあつたのであります。或いはそういう誤解を起すことを考へると、そういうことを除くことも必要かと思ひますが、ここに特に列挙的に「幹旋」といふものを一つ加えて、新しく行くといふほどの必要はないのじやないかといふふうに思ふのであります。

○衆議院議員(川本末治君) この点につきましては、便宜上国家消防庁のほうから、従来これを取扱つておられた方面から、一つ御答弁を頂くことにいたしたいと思ひます。

○政府委員(新井茂司君) この第四條の中に「幹旋」の項目を挙げまして、国家消防庁の所掌事務の中にして明記することになりましては、一つには法文の体裁の点からだと考へるのではありませんが、従前から第二十二條に、消防庁は「機械器具及び資材の幹旋をすることが出来る」といふことに相成つておりました。やつておつた事柄であります。勿論この法律の制定されたときにおいては、物資の統制の厳しうたときでありまして、消防のあらゆる器具機械といふものが統制されておりましたので、我々のほうで消防に關しましては、この代表機関といたしまして、消防のほうに幹旋をしておりまして、その後、統制が次第に外れまして、つい、この間まででありましたガソリン類も統制が外れることとなりまして、現在は何もなくなつたわけでありまして、この法律に基くものの統制による幹旋といふものは、現在はありませ

ん。併しながら、それでは全然ないのかと申しますと、やはり国家消防庁として行わなければならぬやうなものもまだ一、二残つておるのであります。例えば駐留軍関係の自動車等を拂ひ下げを受けまして、これを消防ポンプに変換するといふやうなときに、やはり我々のほうでそれを幹旋してやつたほうがよい場合が残つておるのであります。こういうことを現在まあやつておるだけでありまして、その他のものの多くは外れておるのであります。今後の国内における物資の需給状況がどういふふうに変化して参りますかわかりませんが、非常に窮屈になりまして、やはり国家機関において幹旋をして参るほうがよろしいといふ時代になりましたら、さうな方面に努力する考へておられますが、さうでない状態では推移いたしますならば、我々といひましたし、かような方面の事柄はむしろ消防協会その他の団体において行ふといふことが適當であると考へておりまして、国家消防庁において行なつたほうが適當、或いはその必要があるといふものだけにいつてやるといふふうに取扱つて参りたいと考へております。

○館長二君 まあこの問題は、特にここに列記された中に新しく付加えるといふことが、著しく内容的にはそう大したことでもないのに、著しく何か幹旋の仕事に乗り出すやうなふうに見受けられます。二十條にすでに設備、機械器具及び資材の幹旋をすることが出来る」といふのがあれば、ここに挙げる必要もないのじやないかといふことも考へられるのであります。その一点。

それから、その次には、その同じ列挙されておりますうちで、十三の消防功勞者の表彰に關する事項といふのであります。この消防功勞者の表彰といふのは、國がいつ頃からやつておられたのであります。前に私どもは關係しておつたのであります。何大臣かが会長になつてやつていた時分でも、恐らくは國がやつたのじやなく、その団体が私やつておつたと思ひます。何々大臣の名前じやなかつたと思ひますが、その点はどうか。こちらの長官から一つ。

○政府委員(新井茂司君) 前に内務省のありましたときにおきまして、内務大臣賞といふことで行なつておりましたものは、たしかお言葉のように、或いはあの団体の……。

○館長二君 消防協会……。

○政府委員(新井茂司君) その賞としてやつておられたように私も了解しております。我々国家消防庁におきましては、国家消防庁の発足いたしましたあとで、たしか二十四年かだと思ひますが、全国の消防団の中で、特に優秀と認められるものを表彰することとしたしまして、その功勞をねぎらひ、又一般の刺激となることを考へまして、表彰するといふことをいたしたわけでありまして。

○館長二君 これは意見を申上げるのもどうかと思ひますが、私どもは、やはりこれは民間に消防協会といふのができておるので、今まで消防協会がずっと表彰を続けてやつておるのだといふときに、若しも國が表彰をもつて少し効果的にしようといふなら、それに適當な保証でも與えられるといふ行き方があるのじやないかと私は思ふのであります。その意味において、私は、國が消防功勞者の表彰をするといふ規定をこの仕事として挙げられる

のはどうかといふやうな気がするのであります。これは私の意見であります。

その次に、もう少し気のついたところだけ御質問申上げますが、第九條の規定の但書、先ほどの消防団からのあれにも但書を削つてくれといふことになつておるのであります。この但書を入れることによつて、何か消防本部なり、消防庁が必要であつて、消防団が必要なのじやないかといふ印象を受け易いのであります。恐らく書かれたかたは、その意味において、消防団も必要なものだといふことだと思ふのであります。併し全体の消防の行き方としては、自由消防が私はやはり根底にあつていいのじやないかといふことを思ふのであります。殊に私は富山県ですが、今度の水害の場合などを考へまして、單純に消防署の働きの人の活動よりは、義勇消防団の活動といふものを非常に痛切に必要を感じさせられております。それから鳥取県の際は、私は、はつきりしたことはどうも最近の事情は知らないのですが、これは消防団がたしかなかつたのじやないかと思つてあります。やはり單純に僅かの人数の消防署だけが存在して、消防団がないといふことは、完璧を期した消防陣營がでないといふふうになつておるのであります。本来のこの第九條のそのまゝの規定で行つて、その必要に應じて、その全部又は一部を設置するのだといふ書き方ではないので、特にここに市としては消防本部及び消防署を設置しなければならぬのだといふ書き方を、却つてないほうがいいと思ひますが、どうでしょう。

○衆議院議員(川本末治君) 御承知のように全国で二百七十八の市の中で、すでに二百十七が消防本部を設置しております。僅かに未設置の所は六十市しかありません。そこで私もこの問題は衆議院で相当議論がありまして、如何ようにしようかというので、かなり研究をいたして参りましたが、結局消防団がしつかりしておれば、消防団そのものがすべてをやつて行けばいいじゃないかという意見と、今の近代都市の形成をしておきます、いずれにしても戸数が相当小さい都市でも殖えて参つておきます関係上、そこに常時常任の消防がいまないと、火災の発見などについても、相当そこに、現在の日本の木造家屋の面から行きますれば、御承知のような現状ですから、成るべく早期発見という意味からしまして、消防団だけでなく、実際の活動は消防団によつてやられるのだけれども、その最初の発見するようないことについての予防警察というようなことをやらせるには、常時常任のものを置いたほうが置かないよりはいいのじゃないかという考え方のようです。それならば前の議文のままでいいのじゃないかという御意見も出るかと思ひますが、なか／＼日本人は御承知のように、どこかで、けじめを付けておきませんと、私の浅い経験ではございますが、地方の理事者は、とにかく火事がないから消防は要らないという考え方を持つておられることが言ひ得ると思ひます。消防があるから火事がないのだという考え方でないところに、本年度になつてから松阪市とか、小田原、又は鳥取のごとき、全く鳥取のごときはこの第九條を引用しておつたよ

うな形があるのでありまして、そういう面ではなく、真に消防というもののあり方は、要は予防消防に重点を置いて置くために、九條を今までの任意でなく、併しこれも財政の伴わないところはやらねばならぬであつて、一応財政の事情の許す範囲でお置きになつて、そして大分市などへ行つてみますと、あそこは常設消防はあります。あるけれども、消防団長なり連合団体が一切の指揮をとつて、これは市会議員ですなつておられるように私は調査に行きましたときに見て来たのでありますが、そういうふうに行かれる意味においてこれを置いたかどうか。これは但書をかように直したらどうか。かような單なる考えで私も直した次第でございます。

○諸君二君 まあ今のお話で、全国二百七十の市があと僅か六十ほどになつておられるというならば、現在のままで勸奨よろしきを得ればだん／＼設備もできて行くのじゃないかというように思われるのですが、ときに今あなたの言われた誤解を起し易い但書を付加せるまでのこともないと思ひます。これは私の今考えている意見なのでございしますが、先に進んで行きますと、この十八條の点ですが、私は都道府県が消防についてまあ或る意味の立場をはつきりさせるということ、非常に必要だと思ひます。今まで全然これが抜けておつたということは、これは事実上或いは消防課というものを設けておき、地方課で消防の仕事をやるということをやつていながら、何か明文化されたものがないということ、非常にあれだと思ひます。でき

ることは非常に結構だと思ひますが、ただそれにつきましても、先ほどから申し上げるように、余り都道府県がそれに關與し過ぎるという行き方は、よく注意して行かなければならぬということをお考へるのであります。その意味で並べてあります三の「消防に關する市町村相互の連絡調整に關する事項」というのがあつたのです。これは「連絡」という意味が大いにわかるのですが、「調整」という意味は、これはどういうことを意味せられるのでありますか。ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(川本末治君) 今の第十八條の二の第三項の「市町村相互の連絡調整」との「調整」という文字であります。これは余りにも町村によりまして、消防の隣村との比較上かなりひどいところもあるという様な場合、これをうまく隣りと均衡のとれるように調整をして行きたいということから、それをやり得るようになり、ここにそういう文字を入れておる次第でございます。

○諸君二君 まあ今のお話ですと、その横にありますが四の「消防施設の強化擴充の指導及び助成」という問題も解決できると思ひます。ただ連絡調整というの、とかく調整が行過ぎになり易い傾きがあるのを私も心配をするのであります。併しこれもなか／＼議論したいと思います。併し／＼考え方があろうと思ひますが、私はそういう感じを受けます。

それから、これは前にも申し上げたように、六の「消防功勞者の表彰に關する事項」というのも、先ほど申し上げましたような意味において、府県知事が消防功勞者の表彰をやるということよりも、むしろそのところ／＼にありませう消防協会がやつて、知事がそれに副賞でも出すという様な行き方のほうが、面白味があるのじゃないかという様な氣持がするとも申し上げておきたいと思ひます。

それから、この二十條の問題なのですが、これは從來は、都道府県知事又は市町村長の消防長から要求があつた場合には、消防に關する事項について指導又は助言を與えることができたというふうになつておつたのが、今度は、特にこちらから要求がなくても、適當な指導なり、助言を與えるということになつておるのです。これは、前に市町村なり、又は都道府県に關して國家消防本部長から勸告がでるのだということがあるとすれば、その上に、更に指導助言というものが、從來通りに何か要求があつた場合に行くという様な行き方のほうが適當なのじゃないかと思ひます。ありますが、これを變更されましたお氣持を一つ……。

○衆議院議員(川本末治君) この点は、前のほうの今の國家消防庁のほうから大体助言勸告ができるからいいのじゃないかという御意見のように拜聴いたしますが、國家消防庁それ自体が全國の現状から行きまして、極めて少數な人間で取扱つておられて、各府県の各町村にまでなか／＼その手が行き届いていないという憾みは、これは一応お認め頂けると思ひます。そこで、そういうことと相待ちまして、町村の消防団から、要求をして来るところは要求をしてなか／＼發達して行きますが、先刻申し上げましたように、火事がないから消防は要らな

す。これは大分そういう程度まで必要だという御意見と、それほどではないという意見との違いがあると思ひます。ただその二十條の二の指すところの、この場合における勧告或いは指導助言は、国家消防本部長に於いての勧告、指導及び助言の精神に即するものでなければならぬというように書いてあるのですが、これは何か中央からずつと町村の末端まで、本部長の指示なり、勧告なりが矛盾なく通らなければならぬという意味だと思ひますが、これはそういうことを書いてあるために、何か中央が町村の末端まで統制をし、何らかの力を及ぼすのだという誤解が起りはしないか。却つて知事がやる勧告助言と矛盾したものが起りそうもないことを思ひますれば、特にこの規定もなくともいいのじやないかというふうに思ひますが、如何でございませうか。

○衆議院議員(川本末治君) この点につきましても、最初には私もこれを設けずに、いろいろ検討いたしておりました間に、午前中にも一言触れておきましたように、公選の知事でありますために、いろいろな党派の人が出てくる。従つて極端なことを申し上げますと、この場合、共産党の知事はおられませんが、若しも共産党の知事が出て来て、これがこの法を悪用した場合に、一体どうなるかというようなことまでも考えました結果、一応今、館委員の御懸念のように、国家消防本部長の、どうも紐つきの勧告、助言でなければならぬ感じが興えるということにつきましては、私も誠に言葉返すこともできない状態でございますが、事實は、趣旨はそ

こにはございせん。ただ今後公選知事というものがなくなれば、これは別でありますけれども、現在の状態にあります以上は、或る程度までは国家消防本部の言う様に即つて助言勧告をしてもらいせん、権限を高度に発揚せられることのほうが、国民に及ぼす、地方府県民に及ぼします悪弊は大であらうと、こういうことを天秤にかけて参りまして、多少の何かそういう御懸念はありまして、本質においてそうでない以上は先ずこの法を置くべきほうがいいのじやないかというところに衆議院のほうでは意見が多数になりましたので、かようにいたしました次第であります。決して中央統制ということを考えてのではない、その逆を考えてやつた次第であります。

○館長二君 まあ今の御発言を聞くにつけても、私はやはり都道府県知事のやりまはすのは勧告にとどめておいたほうがいいので、余り指導をしたはうか。やがて現在の第二十四條にあるのと照應して、消防庁からの要求があつた場合においてのみ指導をし、助言を與えるというほうがその危なさが無いのじやないかというふうに思ひます。

それからまあちよつと疑問のあります点をもう少し言ひまして頂いて、あとのかたに御質問願ひたいと思ひます。が、二十四條の二であります、これはまあ大災害の場合で、非常に結構だと思ひますが、この二十四條の規定であらうか災害に際しては災害の協定ができておるわけでありまして、でありますから、この災害の措置に關して必要な指示をすることができると

いうのは、余り任せ過ぎた措置をやらせても困ると思ひのでありまして、ここに何か少しはつきり付加しておいたらどうかというように考えられるのですが、まあたとえて申しますならば、この四十條の二項の規定による協定の実施、そのほかの災害防禦に關して必要な指示をするというような行き方というものがどうかと思ひのであります、その点はどうかと思ひのであります。

○衆議院議員(川本末治君) この点につきましても、私も現在のところかように定めておいても弊害がないというふうな考へておられますが、若しこれに對してのいろいろ、実際の取扱ひ上、法執行の上におきましての何か支障ができて来るのではないかと、行き過ぎになるのではないかと、いろいろな考へる点については、むしろ實際その衡に當つておられます国家消防庁の政府委員の人の意見を聞いて頂くことのほうが妥當じやないかと、かように思ひますから、そのほかから一応御説明をして頂くことにいたしたいと思ひます。

○政府委員(新井茂司君) 非常事態の起りましたときにおきまして、市町村の要するに消防の勢力を綜合して運用しなければ災害防禦の措置ができないというふうな法律に關する立法措置が、從來不完備であつたように我々は感ずるのであります。その意味におきまして、この地震とか台風、水災等の相当大規模の事態が起りまして、一市町村の力のみを以てはやれないというふうなときには、止むを得ざる措置として都道府県知事が災害防禦の措置を指示することができるようになりま

したのは、非常に結構なことだと思ひのであります、これはお言葉のよう、に、濫用されまゝと、とんでもない弊害もまた生じて来るので、相当嚴格な條件が必要だと考へます。第二十四條の二を見ますとその條件がかなり規定されておまして、この指示をする場合は非常事態の場合でなければならぬし、又緊急の必要があるときでなければならぬ。それから、その指示は災害防禦の措置に限られる。そういう限定がなされておきます上に、なお、こういうときにおきましても、国家消防本部長の行方、指導、助言の趣旨に即するものでなければならぬというふうな、相當に嚴格に規定せられておきますので、これをそのまゝ行方ということになりますれば大きな弊害はないのではないかと考へます。

又このことは、やはり嚴格にこの條件のうちにおいて行わなければならぬ問題であると考へておきます。

○館長二君 これはまあ第二十四條のものに照應した規定だと思ひのであります。第二十四條においては、非常事態の場合における災害防禦の措置について協定をすることになつておるのでありますから、この二十四條の二という場合にも、やはりこの協定の範圍内、協定の實質の範圍というふうな意味でやつて行かなければならぬのじやないかと思ひのであります。まあそれにおいて内容等に第二十四條との関連を付けておくことが必要だと考へるのであります、ただ今この場合に、これも前から言つておりましたように、本部長の勧告云々という文句が入つておるのですが、特に非常事態にあつておりました場合は、このこと

でもありますし、そこに特に言わば本部長の勧告、指導助言に矛盾してはいけないというふうな文句は、誤解を起し易い文句じやないかと思ひのであります。それはまあ同様に私も考へておるのであります。私、大体今まで見まして、その疑問だと思ひ点についていろいろ御意見を伺つたのでありますけれども、他のかたに又御発言があるうかと思ひますから、この程度でやめておきます。

○吉川末次郎君 先ほど来いろいろ問題になつてゐる点であります、要するに衆議院の改正案によりますると、都道府県の消防に關する警務事務をこの法律案によつて列挙的に規定されたわけでありまして、これを見ても、大体において現行法に對しては國家消防庁の事務として列挙されてゐることと大体文字の上においては共通の事項が非常に多いわけなのであります、事務配分といひますか、それはどういふふうな基準に基いておやりになるのであるか。ちよつと見れば、今まで國家消防庁が國本位でやつておられたことが全部府県のほうへ取られてしまふやうなことになる、長官初め余りお仕事がなくなつてしまふやうなことになるのじやないかというふうな、法案の條文だけ見ますとそういう疑いが起つて来るわけなんです、それについての御答弁が得たいと思ひます。なおお尋ねしたいことは順々にお尋ねしますが、先ず第一に……

○衆議院議員(川本末治君) この点につきましても別段に事務配分が國家消防本部から府県に移るものではございせんので、むしろ從來國家消防庁がやつておりました仕事はそのままであ

○吉川末次郎君 國家消防庁の長官から一つ御答弁を得たいのですが、先ほ

○政府委員(新井茂司君) このたびの改正によりまして、都道府県の仕事が

械の検査をいたします。と申しまするのは、相当不完全な形のまゝ市町村の

を檢定する。丁度藥品が、いい藥品であるか、悪い藥品であるか。日本薬局

のですが、ちよつとこの法案だけ見ますと、又今の御答弁によると、その点

検定的なことをおやりにならないのですか。やらないことなるのですか。

この消火器から消火器を檢定せしめ、檢定してこれは性能優秀であつて

は、例えば一つのホップの試験は、忙

になるわけですね。検定というものは……。ところが都道府県でも性能試

の常識的な、物理的なオーストリアを
を興えるというようなことはしたので

能優秀なり或いは性能不良なりという
ようなときに、物理的なものを與える

で行なつております検定のほうは、或る検定の基準というものを定めまし

うことの質問なのですが、どうもその点はつきりしないのですが、衆議議院

100

のほうではどうですか。これは合格、不合格というようなおしを與えるようなことは全然しないのですか。ただここに試験をするというのは、そういう業者の一つのクレジットを、信用を與えるような結果を來たすような行為は都道府県はやらないのですか。その点一つ御答弁を願いたい。

○衆議院議員(川本末治君) この点につきましても、私もこれを業者に悪用せられること、又業者と結託してよからぬ公務員が悪用をすることを非常に憂へますので、この場合の性能試験ということは、むしろ私も、消防団の持つております、現存しております機械器具の性能の試験は府県において、それから商品に對する性能の試験は、これは權威ある国家消防庁の消防研究所でやつております。商品に對する裏付けはすべてそういう所でやる、かように考えております。

○吉川末次郎君 業者の出します試験は、国家消防庁の試験場で必ずやるのであつて、都道府県は全然そんなことはやらぬという御答弁、そういうふうに了解してよろしいでございますか。

○衆議院議員(川本末治君) 大体私の申し上げたのは、今の御趣旨の通りであります。

但し或いは業者が府県の消防課などへ持ち込んだり、消防署などへ持ち込んで試験をしてもらうというふうなことはあり得るかも知れないと思うのであります。それが直ちに府県からそのために性能に對する裏書をするかというところはこの法律によつてすべての線であるとは考えておりません。

○吉川末次郎君 それから先ほどお二方にお尋ねいたしました、現在の都道府県のやつております消防事務についての御答弁がなかつたのであります。もう少し具体的に言いますと、館さんが御質問の中にお話しになりましたような消防課のようなもの、或いは部のようなところがあるかも知れません。係のようなところがあるかも知れません。この消防課なら消防課といふようなものは全国都道府県に必ず置かれてゐるかどうか。必ず全部置かれてゐなくても、どれだけの数の数置いてあるかというふうなことを。

それからここに第十八條の二として列挙されてゐるところの事務の中でどれだけのことが然らば現在の都道府県の消防課なら消防課が現在やつてゐるかということについての御答弁がなかつたようでありましたが、もう少しはつきり御答弁願ひたい。新井長官から一つお願いいたします。

○政府委員(新井茂司君) 現在における都道府県の消防を取扱う機関の規模というものは府県によつて非常にまちまちでございます。消防課を設けてゐるところもありませんし、又七、八人の職員を以て消防係を設けてゐるところもあり、又非常に少い三人くらの職員を以てこのことを処置してゐるところもございいます。それで消防課を設けてゐますところは全日本で多分十六道府県であつたと思ひます。その他は係を以てやつてゐるようでありまして、その仕事の内容としておりますところは、最も充実したところにおいて、十八條の二に掲げてあります「消防職員及び消防団員の教養訓練に關する事項」そのために消

防学校を設置してやつてゐるところがあるようであります。

それから消防統計はこれは各都道府県で行なつております。又その消防情報といふものでございいますが、特殊の火災、又特殊の火災と申しますと、非常に大きな火災とか或いは原因その他が特殊なる火災といふものについて事例を情報として送り、又これを頒布してゐる例が多いのであります。

それから消防に關する市町村相互の連絡に關する事項は、大抵の都道府県におきまして消防協会と一緒に伴ひて行なつております。全国それに伴ひまして消防施設の強化擴充の指導及び助成といふものも行なつてゐるところが多いのであります。県によりましてはポンプの購入等の場合に県費の補助を以て助成するといふようなことを行なつてゐるところもございいます。

それから消防思想の普及宣伝に關する事項は一般に行なつてゐることでございいます。消防功勞者の表彰は、これは県によつて行なつてゐるところもあり、又県によりましては知事が消防協会長といふような肩書を持つて行なつてゐるところもあり、又、所によりましては協会に助成をいたしましてこの表彰を協会の名において行なつてゐるところもあるものでございいます。「消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に關する事項」は、これは行なつてゐるところはそう多くございせん。

消防の機関が相当充実をしておりまして、技術者も備へてゐるというやうなところにおいてやつてゐる所がございいます。それけれども、そう多くございせん。

大体さうな仕事を現在都道府県において行なつてゐるのでございいます。冒頭に申し上げましたやうに、都道府県によつて非常にまち／＼でございします。非常に力を入れてゐるところもあり、さほどでもないところもあり、この法律が成立いたしましたことになり、又都道府県の消防に對する關心といふものも相當に深まることだらうと信ずるのであります。

○吉川末次郎君 午前中申しましたやうに、この衆議院の改正案は内容から見て別個の法案として出すべきものであるのを、多少便乘的に政府の改正案にくつつけてかういふ重要な改正案を出してゐる。而もその内容としては、消防の對象は火災であるからして、火災といふものは警察行政等と比べると小地城のものであり、従つて市町村が中心になつて考へて行くべきものであるにも拘らず、府県といふ広域の公共団体の事務として、非常に地域的に擴大して、さうして統一する方向へ改正せられることによつて、現在の消防組織法の全体のシステムに非常に基本的な大きな変更をしておられるように思われる。この点が一つのよし願ひは別として大きな課題であるといふことを申しますが、特に私は十八條の二の七項の「消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に關する事項」という、この府県の所管事項を新たにここに規定しようとしてゐることに關連して、衆議院の委員会において共産黨の立花委員が暴露的なことを言つておられますと多少結びつけて午前中お尋ねして、若干の御答弁は得たのでありますが、

実は十分私はまだ満足するやうな氣持になつてゐないわけなんで、この点を私は少し掘り下げてやはり考へて見る必要があるのじやないかと思ひます。それは午前中も申しましたやうに、このポンプであるとか、さうした消防資材の性能試験とか検定とかいふやうなことは、これは非常に利権を伴うところの問題であるといふことは、これは誰でも考へられると思ひます。朝、言ひましたやうに、消防に關するいろいろな定期刊行物等に經濟的に後援をしてゐるものは消防器具屋やポンプ屋でありますことと並んで、丁度これは再軍備を主張するところの人は軍需工業資本家であるのと、スケールは小さいけれども、私は全く同じやうな形にあるのじやないかと思ひます。この点は国会として厳正に一つ考へて行く必要があるのじやないかと思ひます。繰返して質問をいたしてゐるわけなんです。この消防器具の不合格、合格といふやうな検定は都道府県ではやらぬ。それは國家消防庁の試験所がやるのだといわれますが、併し實際上この法律によりまして、消防のことに對して都道府県が市町村に對していろいろの勸告、助言をするのでありますから、やはり性能試験の結果一つの消防器具の性能は優秀であつたとか何とかがいふやうなことの決定をこの勸告、助言と結び付けて、これは悪い考へ方でありませうけれども、やはり業者の利益に關するやうなことが行なわれる憂ひが非常にあります。さうして又事業者がそれを利用して、さうして何々県庁の御証明であるとか何とかいふやうなことをやはり宣

○政府委員(新井茂司君) 先ほども申し上げたのでありますが、都道府県において行います消防器具及び資材の性能試験というものは、検定のように、その機械一般について検定合格品というようなことにするものでないのでありまして、この消防が現に使っているポンプが工合が悪い、それを見て貰いたいというようなときに、県庁から然るべき技師が出張いたしました、そうして助言をして、悪いところを見出し、その是正方を促すというようなことを第一といたしまして、その他は新しい物を買込む場合におきまし

りまするので、さような点はやりたくないと考えております。

○吉川末次郎君　私は新井長官の人格は非常に信頼するものでありますから、あなたが非常に公明正大なお考えをお持ちいらつしやること、又そういう公明正大な人格からしてそういうことが起らぬことを望むといわれることは十分私は了解するんです。併しながら現実的にこの都道府県が、国家消防庁と同じように、この法律規定に盛つているところの、二十條の二によるところの指導、助言或いは勧告というようなことによつて、あの消防器具の性

うことが起つたんです。それと同じようなことがこの消火器具の性能試験ということと、それから助言指導勧告というこの法律の案文の規定によつて起る可能性が非常にあるということを、私は悪い推察ですけれども、実はそういう経緯から推察するんです。それであなたは公明正大であるという気持を持つていられますから、そういう御答弁をせられますけれども、私はどうもそのままそれが行われるものであるというようにには考えられないのですが、

辱であると思うので、川本さんの御答弁によると、全く無責任なところの放言であるという御答弁でありました。が、無責任なる放言であると私も信じていたいと思います。又そうあるべきであります。併しながら若しこれが無責任なところの放言であつて、而も国会を侮辱する重大なるかくのごとき発言をいたしましたして、それが速記録に儼然として記載されているのでありますから、ともかくもかかる言論をいたしませんでした当該花議員を、参議院の地方行

きましようか。

○委員長(西郷吉之助君) 速記を止め
て。

午後三時三十七分速記中止

午後三時五十一分速記開始

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始め
て。

○吉川末次郎君 もう一つこの間の資
料の提出についてお願いしておきたい
のですが、資料の提出に関連して御答
弁を得られるならば得ておきたいので

すが、先ほど来、館さんのお話の中に、消防協会というような話がある。出る出ましたが、消防協会というものは非常に有力な消防の補助機関であつて、岡本さんや館さんがいろいろ熱心に尽力していられることを私は尊敬しているわけなんです。こういう役所がやつております仕事の補助機関としての団体は、各種の部門について非常に日本では沢山あるわけです。まあ古いもので言えば、赤十字社であるとか、愛国婦人会とかいうようなものがありますが、まあ大体そうした線に沿つた団体だと思ふんですが、消防について全国的なもの、我いはわかるならば各都道府県単位くらいで、そうした公的な行政の補助機関的な団体の代的なものにどんなものがあるということと、そうしてその内容等についても直ぐにこれは消防庁のほうではおわかりになると思いますが、そういうリストを一つ出して頂きたいと思ひます。それから質問として御答弁を得たいと思ひますことは、館さんの先ほどのお話を消防協会の副会長をしていらついでやるように聞いているんですが、その建前から第十八條の二の都道府県の消防に關してやる消防功勞者の表彰に關する事務というのは、これは消防協会に委して、これから都道府県の事務から抹殺したほうがいいのじやないかと。御意見が質問の中に現れたように思ふのですが、これも一つのお考えだと思ふんですが、併し大体ブリッツタ・アドミニストレーションで、公的な行政事務に属すべきものをばブライダエートの機関に委ねるといふことは、むしろ旧式な考えに現在大体なつてゐるのじやないか。又それはよくない

いという方向へリードして行くのが私はやはり行政の考え方じゃないと思う。たとえて言えば、消防にしてもそうでしょう。消防にしても、發生的に言うならば、これは皆ブライザエートの機関であつたものから発達していると思う。現在でも子供にやはり拍子木を叩かしているところもあるのですか、そういう状態では能率も上らないし、又当然に公的行政として必要なものであるから、それはそれ、のガバメントが、能率の上からも費用の負担の上からも公平を期するために、役所がやるということが、これは行政の近代的な傾向だと思ふので、その意味から言う、と館さんの御意見に敢えて反対するわけではありませんが、まあ当然に消防の功労者の表彰に関する事項はどんなブライベートの団体、消防協会がどういふ内容であるかも私は知らんのですが、ブライベートの団体であるならば、これが実際に必要であるならば、私は今都道府県がやること、がいいとは必ずしも考えておりません。パブリック・ガバメントがやる、固なり或いは地方自治体がやはりやるということの考え方のほうが正しいんじゃないかと思うんですが、それについて消防長官に一つお聞きしたい。資料のほうは一つまとめてお出し願ひたいと思います。

○政府委員(新井茂司君) 消防功労者の表彰は、消防の充実発展を期する上からも相当の効果がありまするので、この消防功労者の表彰をやるということにつきましては御賛成の御意見だと拝聴いたしました。それで、然らば消防功労者の表彰をやるいたしましたして、パブリック・ガバメントにおいて

行うのか適當か、或いは消防協會というやうな団体において行なうのが適當かということを尋ねられますと、私は現在のところにおきましてはいずれもこれは効果があると思うのであります。と申しまするのは、國或いは都道府県等のごとく、直接消防の責任主体ではないけれども、消防というものについては非常に深い関心のあるパブリック・ガバメントにおいて向上を希うのは當然なわけであります。従いまして、その向上に有益な消防功労者を選び出して、そうして表彰をする。まあ一面におきましてはその労をねぎらうわけでございますが、又一面におきましてはきよなことを顯彰いたしまして一般の消防の向上を期するということは、一面に又都道府県において行うのも非常に適切なことであるというふうに思うのであります。然らば、この消防協會は、大まかに申し上げますと、消防団員の、或いは消防団の共助機関であり又共励機関であるのであります。が、さような共助或いは共励の団体におきまして、自分の仲間の中でいいものを採り上げまして、そうしてそれを表彰するということは、やはり団体の励みにもなることであります。消防の充実にやはり効果があると思うのであります。これを必ずしも消防協會というやうな団体一本にまとめる必要もなければ、又、國或いは都道府県一本にまとめる必要もないのであります。消防に關係のあるところにおきましてそれ／＼表彰を行うということは、それ／＼の意味においてこの効果があるというふうに私は考えているのでございます。

○岡本愛祐君　これに関連して消防協

会の表彰のことが出ましたから申し上げたいのですが、館さんから詳しく御質問があり、担当の方々から御回答がありました。が、何も国家が表彰をしてはいかんという意味じやないのであります。こゝういうふうな組織法の所掌事項として普通表彰の項を掲げる必要があるかないかの問題であります。一体、国家消防庁と、それから自治体消防との関係は、例をこの公安委員会に取つて見れば、国家地方警察本部と自治体警察のようなものであると思ふのであります。丁度その関係は似ているんです。そういうときに、国家地方警察の長官が自治体の消防署長を表彰するといふようなことを、この国家地方警察本部か又は国家公安委員会の職務に書いておいたらどういふことになるか。これはおかしいことだらうと思ふのであります。だから、こゝういふところでそれを積極的な職務として書く必要は私はないのじやないかというのであります。これは輪旋も同様であります。して、輪旋事務といふものは、先ほど館さんから御説明がありましたように、現行の消防組織法の二十條におきまして、この国家消防庁が消防に関する事項について指導し、助言し、設備、機械器具資材の輪旋をすることができるとあるのだから、これで足りはしなかつたのであります。それじや、こゝうあるのだから、この職務権限の中に積極的権限の中に書くといふことは、資材の輪旋を積極的権限にするのはおかしいじやないかといふふうに考えるのであります。それを書くならば、この二十條に消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告することができ、こゝういふふうにも挙げ

ていかなければおかしいのじやないか、そういう意味でありまして、何も積極的権限職務の中にこの幹旋ということを書く必要はないじやないか、こういう意味であります。それから、先ほど吉川さんがお触れになつた都道府県の知事の権限にいたしましても、私も吉川さんがおつしやつたので氣がついたのですが、七の消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に關する事項、これも積極的にこれをしてなければならぬ義務にする必要があるかどうか。こういうことができるという事で足りやしないかというふうに自分は今思つて來たのであります。が、ともかくそういうふうに私どもは、國家の消防団に対する表彰、それは決して排撃をするものではない。ただ積極的権限の中に書くということが不穩当であるということを申しておるのであります。

それから、ついででありますから、これは川本さんに伺うのであります。が、現在の消防組織法の第十九條に「市町村の消防は、國家消防庁の運営管理又は行政官に服することはなし」と、こういうふうにあります。ところが今度はこの都道府県というものの職務権限がここに掲げられたと、そうなりますと、この國家消防庁の運営管理又は行政官に服することはなしという明文があつて、ここに都道府県というものを除けておけば、都道府県の運営管理又は行政官に服することがあるかどうかという問題になつて來る。これは、やはり國家消防又は都道府県の運営管理又は行政官に服することはなし、こう書くべきじやないだらうか。なぜそれをお挙げになら

なかつたか。その点を伺つておきたい。そういう問題があるのですから、消防の方面におきましては、この幹旋とか、或いは表彰とか、そういういろいろなことによつて官僚制を又やられる、それは自治体消防として非常困難と、こういう意味なんでありまして、それを恐れるのであります。そこなんかは、やはり「国家消防庁又は都道府県」ということはどうしても十八條の二が入つて来れば私は要るだろうと思ふのですが、その点はどうですか。○衆議院議員(川本末治君) それが国家消防庁の本部の「運営管理又は行政」に属することはない」という規定がありまして、以上、当然府県のほうも、これに書くまでもなく、これによつて服するようにはないといふふうに入れたものではあります。なお、今の、そうすれば助言勧告云々の問題も出て来るんじゃないかといふのでありますが、これは飽くまでも助言であり勧告であつて、服するとか服しないとか権利義務関係ではないのでありまして、かように考えまして、私もこれをいれなかつた次第であります。

○岡本愛祐君 只今のお答えによつてわからないのですが、国家と都道府県とは違ふのです。元は都道府県はこれは国家の仕事も多くやりました。併し、今、都道府県の自治というものは純粹の地方公共団体でありまして、国家と違ふのであります。だから国家消防庁と書いてあれば当然この都道府県を含むのだといふことはどうしてもと得ないといふふうに私は感ずるのであります。それから先ほど新井長官が吉川さん

でしたか又館さんの質問に答えて、重要なことをお答えになつております。基本方針は私は非常に結構だと思ふのであります。それは市町村の自治の根本に立たなければならぬといふおる。つまりこの消防組織法の根本理念といふものは市町村自治の根本に立たなければならぬ。国家が監督をやつたり、統制をしたりしてはならないのだといふことを言つておられます。又市町村自治の陥りがちな欠点は是正する必要があり、併しそれは力添えの程度でなければならぬ、まあ育成といふくらいなところでなければならぬ。都道府県が指揮監督をしてはならない、協力するのだ、こういうふうによつておられます。誠にそれは御尤もである。その程度なら満腔の賛成をするわけでありまして、そこで今度の法案についても、大体は私も是實は賛成であるのでありますが、併し今おつしやつた根本理念からどうも逸脱しているように見えるような虞れがある。それは館さんが指摘しているような点でありまして、要するにそういうふうな衆議院のほうの立法の御趣旨、それから国家消防庁のほうの考え方、それから国家消防庁のほうの考え方、その考へ方にかかわらず、どうもそうではないようにとれる心配の面を、これはやはり除去して行かなければならない、こういうふうな考へて来ておるのであります。根本理念については私賛成であり、又館さんの言つた数点については、又私の附加した一二点について、私もやはりそういうことを通じて国家統制、官僚制といふことの虞れが出て来る面がありやしないかといふことを考へるのであります。それで吉川さんのおつしやつた消防協会の性質、これは消防団の自発的意思によつて結び付いた都道府県の消防協会、それを又集めて自発的に作つておる全国的な消防協会、こういうのであります。まあ法的の性質といふことは非常に少ないのであります。で、自分の仲間が自分たちのいい者を表彰するといふことは、民主主義に反しておるのじやないか、それも又民主主義のやり方じやないか、私もはかばかしく考へております。併しそれだからと言つて国家の表彰といふものを排撃するわけではありませぬといふことを言つておきたいと思ひます。

先ほど事務のほうの人がそうじやないという声が上がつておつたのですが私の引いた例において国家消防庁と自治体消防との関係が国家地方警察本部と自治体警察との関係と違ふといふことがあつたらお話し下さい。そこら辺で、その点を……

○政府委員(新井茂司君) 岡本委員のお話、全く根本的には私も同感でありまして、別に申上げるほどのことはないと思つておりますが、ただこの消防と警察との面におきまして、自治体消防と国家消防庁との関係、又は自治体警察と国家地方警察との関係といふことになりまして、私も多分少関係が違ふのじやないかといふふうに従来から理解しておりましたので、私の考へをも申述させて頂きたいと思ひます。と申しますのは、警察の關係におきましては、あの立法の趣旨といふものが、自治体警察につきましてもは国家地方警察がこれにできるだけ関與しない。従つて自治体警察の担当する部面と、国家地方警察の担当する部面というものが判然と分れまして、そのうち自治体警察と国家地方警察といふものは、まあ理論的には並行的な立場にある別個の警察といふふうに立てられたものではなからうかと思ひます。若しその点間違ひがあらうすればお教えを願ひたいと思つておりますが、ただそれが消防になりますと、消防は全部自治体消防だけでございまして、国家地方警察に相当する国家消防といふものがないのであります。国家消防庁といふ名前の役所はあります。が、これは消防の責任体といふものではないのであります。消防の責任体といふのは、日本の全国津々浦々、市町村消防といふものがこれに當つておるのであります。国家地方警察が担当しておるような区域又は仕事といふものを国家消防庁においては担当しておりませぬ。国家消防庁を特に我が国におきまして設けましたのは、消防の力が従来非常に弱かつた、そして消防の責任を果すに足りない、何とかしてこの消防といふものを十分に強化して参らなければならぬ、その必要のために、消防が全部自治体でありま

するけれども、協力させるために国家消防庁といふものを置きまして、そして地方自治消防の発達を図る。ただそれだけの事柄でありまして、国家消防庁は市町村の消防につきまして活動をする、又責任を以て仕事をするといふようなことに相成つておらないわけでありまして、併し又一方におきましては、警察につきましては、さういふ意味におきましては国家消防庁に匹敵するやうな国の機関はないと思つております。それは警察が強かつたため、又警察におきまして国がさういふ指導を與える必要も、或いは與えるといふことが弊害を招くといふやうなことを考慮せられましてさういふことになつたのではないかと推量いたしますが、その關係が消防と警察とはかなり異つておるよう

養もやつておる。それから犯罪鑑識及び犯罪統計というようなこともこれはやはり消防統計その他と同じように全国的にやつておられます。国家非常事態に對処するための警察の統合計画の立案及び実施に関する問題、これも国家警察がやつておるのであり、そのほか特異のものとして、消防のほうにもありますが、警察のほうにも全国的の警察通信施設の維持管理に関する事項、こういうものが特異的にある。ただおつしやるように国家警察のほうは勿論自分の直接の部下というものを保持しております。それが国家地方警察であります。自治体警察に関する限りも今申しましたようなことはやつておるのであります。大体国家消防庁と同じような組織でやつておるのであります。ただ違ひるのは、あなたが最後におつしやつた「できる」のところであり、それが二十條であるので、それは「国家消防本部は、必要に應じ、消防に関する事項について、都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は」「場合は」です。消防に関する事項について指導し又は助言を與え、設備、機械器具及び資材の輸送をすることができ、だから、こういうとき用心して要求があつた場合に限つておる。それを要求がなくてもどん／＼やつて行くといふことは非常に正確を欠いておるといふところだと思ふ。今あなたがやつしやつた、語るに落ちるで、非常に重要なことでありまして、今まではその要求があつたときでなければできない。それを要求がないのにどん／＼やつて行くといふことは、飛躍的に国家消防

庁が国家官僚統制を自治体消防によつてやつて行く虞れがある。こういうふうには言えるのであります。これはあなたが今御説明になつたところだといふことに考へるのであります。それは今申ししたように、国家地方警察のほうは二面を持つてゐる。一つは国家地方警察として吉川さんのおく言われる田舎のほうもやつておられる。併し警察がやはり中心として、今言つたような国家消防庁の消防についてを中心と同じようにこれはあるのであります。その点は違ひないのであります。そこで、そういう指導助言といふことができるから表裏もやれるのだと、こういうふうにおつしやる。そのやることについてとやかく言うのではありません。それを積極的な職務権限の中に加へることについて我々はやめてもらいたいといふことを申し上げておるわけであり

ます。それが二十條であるので、それは「国家消防本部は、必要に應じ、消防に関する事項について、都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は」「場合は」です。消防に関する事項について指導し又は助言を與え、設備、機械器具及び資材の輸送をすることができ、だから、こういうとき用心して要求があつた場合に限つておる。それを要求がなくてもどん／＼やつて行くといふことは非常に正確を欠いておるといふところだと思ふ。今あなたがやつしやつた、語るに落ちるで、非常に重要なことでありまして、今まではその要求があつたときでなければできない。それを要求がないのにどん／＼やつて行くといふことは、飛躍的に国家消防

論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べをお願いしたいと思います。なお修正意見等がございましたら、討論中にお述べをお願いしたいと思います。

○吉川末次郎君 賛成であります。理由は別に詳しく申し上げることもないかと思ひます。

○若木勝蔵君 私も賛成するのであります。ただこの法の最後のほうにある「市町村は、條例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする。これに對する国家としての十分なる財政的な裏付け、こういう点を十分考慮してもらいたい。そうでなければ貧窮町村においてこれの実行をなし得ない場合もあると考へまして、その点を附言いたしまして賛成するものであります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御発言ございせんか。

○吉川末次郎君 先ほど賛成を表明いたしました。只今若木君が附帶的に申述べられましたことは私も全く同感でございます。重ねて賛成の意を表明すると共に、若木君の御意見にも賛成するものであるという意思を表明いたしておきます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御意見ございせんか。御意見は終つたものとして御異議ございせんか。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御意見ございせんか。御意見は終つたものとして御異議ございせんか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは御異議ないと思へます。これより採決に入ります。消防法の一部を改正する法律案につきまして採決をいたします。消防法の一部を改正する法律案につきまして衆議院送付案通り可決すること

に賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。よつて本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百條によりましてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと思へます。それでは本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につきまして多数意見者の署名をすることになつております。署名をすることになつておりましたか。本法案を可とせられましたか。は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

中田 吉雄 高橋進太郎
岩澤 忠恭 宮田 重文
若木 勝蔵 吉川末次郎
岡本 愛祐 館 哲二

○委員長(西郷吉之助君) 御署名漏れはございせんか。署名漏れはないと認めます。

○中田吉雄君 日程の問題なんです。皆さんに御了承をお願いして御賛成を得たいと思ひますが、明日やつて、十九日は一日日曜の前です、何とか二十一日に集中的にやるといううなことで一つ……。或いは二十七日の日曜をやつても、しまいですから構

いませんし、ここで一つ息ぬきとは申しませんが、一つ寛大なる慈悲を(笑声)お願いしたいと思ひますが。

【賛成と呼ぶ者あり】 どうもこれは大変なんです。内閣委員会でもあの河井委員長が、非常に重要法案が残つてゐるので強行突破するといふことだつたのですが、多数意見によりまして二十一日から再開後やるということになつて、まあここだけ強行して、もう議事の遅延策も擧り潰しも引延しもこれはできないわけなんです。一つ、土曜日は警察法の説明を聞くだけで、ですから二十一日に一つずつと勉強しても構ひません。丁度土、日と日程もいいです。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今中田君からお聞き及びの通りの御意見がございまして、日程にございまして二十二日、二十三日は法務、労働等の連合の議事を向うに通達してございまして、土曜日のこれを月曜日に持つて来まして、從つて月曜日の消防組織法案は午後には廻すといふことになりました。それ別段日程は崩れないと思ひますが、その程度でよろしうござい

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) それではさうにいたしました。土曜日は休息いたすことにいたします。

なお本日いろいろ質疑をいたしました消防組織法案につきましても、御意見ございましてと思ひますから、修正その他の御意見が御ありのかたは一つ御研究願つておいて頂きたいと思ひます。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時三十一分散會

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) それではさうにいたしました。土曜日は休息いたすことにいたします。

なお本日いろいろ質疑をいたしました消防組織法案につきましても、御意見ございましてと思ひますから、修正その他の御意見が御ありのかたは一つ御研究願つておいて頂きたいと思ひます。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時三十一分散會